

札幌医第 6081 号
令和 2 年（2020 年）4 月 30 日

各医療機関 管理者 様

札幌市保健所長 三觜 雄

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（通知・照会）

日頃より、本市の保健医療行政の推進に特段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省医政局歯科保健課等から事務連絡が送付されましたのでお知らせいたします。

本事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の拡大による特例的な取扱いとして、対面診療を行ったことのある患者に加え、初診の患者に対しても、電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行うことが可能となりました。詳細は別添 1 を御確認ください。

また、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関（以下、「対象医療機関」とする）については、厚生労働省のホームページ等で公表するとともに、検証のため実施状況の調査を行うこととなっております。

対象医療機関におかれましては、別添の調査票を期日までに御回答いただくようお願いいたします。

本件については札幌市ホームページで公開しておりますので、調査票ファイルをダウンロードの上、電子メールで御回答ください。郵送又は FAX で御回答いただくことも可能です。

※ 電話や情報通信機器を用いた診療を実施しない医療機関におかれましては、調査票の回答は不要です。

札幌市ホームページ：「令和 2 年度各種通知（医務）」

<<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/2.html>>

電話や情報通信機器を用いた診療を実施しない医療機関は、以下の対応は不要です。

記

1 目的

この度、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、令和2年4月24日付け事務連絡「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（別添1）において、対面診療を行ったことのある患者に加え、初診から電話や情報通信機器を用いた診療が可能となりました。

本事務連絡では、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する対象医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表することとしております。

また、対応の実用性と実効性確保、医療安全等の観点から、改善のために実施状況の検証を行うことされています。

そのため、以下、2つの調査を実施いたします。

2 調査概要と回答期限

(1) 対象医療機関の一覧作成のための調査【調査1】

電話や情報通信機器を用いた診療を行う医療機関は、別添4の調査票を記入し、令和2年5月8日（金）午前中までに御提出ください。

（対面診療を行ったことのある患者にのみ実施する場合も、報告の対象となります）

(2) 検証のための実施状況調査【調査2】

上記(1)を提出した対象医療機関で、初診から電話や情報通信機器による診療を実施した場合は、令和2年5月8日（金）午前中までに、別添6の調査票をご提出ください。

また、翌月以降、毎月1日現在の状況を毎月第1週の金曜日までに報告してください。

（電話や情報通信機器による診療で初診を行った患者に対し、2度目以降も継続して電話等による診療等を実施した場合も、報告の対象となります）

3 提出先

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目WEST19 3 F

札幌市保健所医療政策課医務係宛

E-mail : imu@city.sapporo.jp

F A X : 622-5168

4 提出方法

期限までに、電子メールにて調査票を御提出下さい。郵送又はFAXでの提出も可能です。(可能な限り電子メールでの提出に御協力いただきますようお願いいたします。)

5 調査結果の取扱い

本通知の診療等を行う医療機関は、原則、厚生労働省のホームページ等で公表される予定です。

6 その他

上記の提出期限後に、新たに電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、随時、調査票を御提出ください。

厚生労働省が公表する医療機関の一覧は、提出期限後も順次更新されることとなっています。

7 添付書類

(1) 厚生労働省からの事務連絡 (別添 1)

—以下の書類は、電話等による診療を実施する医療機関のみ御確認ください—

(2) 北海道からの依頼文 (別添 2)

(3) 【調査 1】電話や情報通信機器を用いた診療を行う医療機関の一覧作成のための調査要領 (別添 3)

(4) 【調査 1】調査票 (医療機関用) (別添 4)

(5) 【調査 2】医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領 (別添 5)

(6) 【調査 2】調査票 (別添 6)

(7) 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項 (別添 7)

問合せ先：札幌市保健福祉局保健所医療政策課医務係

電話 622-5162